

大規模小売店舗の設置者は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）を踏まえて周辺的生活環境の保持に配慮するものとされているが、横浜市は、大規模小売店舗に対して本市の地域特性及び出店予定地又は出店地の実情を踏まえた配慮を求めため、横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第 3 条の規定により横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を定め、大規模小売店舗に対して次に掲げる事項について具体的な配慮を求めていくものである。

1 駐車場の必要台数及び位置

- (1) 横浜市内に出店している大規模小売店舗における駐車需要の状況を鑑みて、必要駐車台数の算出にあたっては、指針表中の自動車分担率に関する記載について、次の計算式を用いるものとする。

C：自動車分担率	商業地区	その他地区
人口 100 万人以上	$23 + 0.014L$ ( $L < 500$ )	50
	30 ( $L \geq 500$ )	

※併設施設の比率倍する台数及び交通量予測のピーク時来台数も上記計算式によるものとする。

あわせて、既存類似店舗の実績等による駐車需要を算出することとし、原則として、計算式による算出結果と既存類似店舗の実績等による算出結果のうち最も多い台数を必要駐車台数とすることを求めるものとする。

「既存類似店舗」は、同業態の市内店舗で立地特性（用途地域、商圈世帯数）に類似性がある大規模小売店舗とする（施設規模や併設施設の状況、駅からの距離等も参考にすること）。「実績等」は、原則 3 店舗の実績をもって検証することとする。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、個別協議を行うものとする。

- ・市街地再開発事業等当該店舗の周辺における交通対策を含めた総合的な計画に基づいて店舗計画が立てられ、周辺の地域における駐車需要の充足について十分な対応がなされる場合
- ・パークアンドライドサービスの導入、車両の乗り入れが禁止されている場所へ出店する場合
- ・その他出店地の状況及び周辺の地域における自動車の利用実態に照らして上記数値と乖離があると認められる場合
- ・地区特性を踏まえたまちづくりのルールや方針等で認められた駐車場需要の考え方を

適用する場合

- ・大きな家具を主として扱う家具店など、店舗面積に比して1日に来店する客数が極端に少ない場合

なお、参考までに本市の既存家具店における駐車場需要の試算結果を示すと、店舗面積1,000㎡あたり15台となっている。

- (2) 電気自動車（EV等）の利用に限定する充電設備を設けた駐車スペース（EV等専用駐車マス）についても、届出台数に含めることができる。ただし、設置後の駐車場の稼働状況を踏まえ、EV等以外の利用もできるようにするなど、駐車需要に応じた適切な運営に努めるよう配慮を求めるものとする。

## 2 駐輪場の配置及び運営に関する事項

来店客の安全性や利便の確保の面のほか、環境対策の面からも自転車の利用を促進するため、駐輪場の配置及び構造並びにその運営方法について、次のとおり配慮を求めるものとする。

### (1) 駐輪場の必要台数

次の算定基準により必要な駐輪場の台数以上の確保について配慮を求めるものとする。なお、店舗面積が5,000㎡を超える店舗については、店舗面積が5,000㎡以下の部分については5,000㎡以下の部分の算定基準を、店舗面積が5,000㎡を超える部分については5,000㎡を超える部分の算定基準をそれぞれ使用して算出した台数を合算するものとする。

店舗の業態	算定基準	算定基準
総合店、食料品専門店	5,000㎡以下の部分	店舗面積 20㎡あたり1台
	5,000㎡を超える部分	店舗面積 40㎡あたり1台
衣料品専門店、 住・生活関連品専門店	5,000㎡以下の部分	店舗面積 75㎡あたり1台
	5,000㎡を超える部分	店舗面積150㎡あたり1台

(注) 上記業態の分類については以下の定義による。

総合店：以下の食料品専門店、衣料品専門店及び住・生活関連品専門店に該当しない店舗

食料品専門店：店舗全体の売上高に占める食料品関連の売上高が70%を超えるなど主として食料品を取り扱う店舗

衣料品専門店：店舗全体の売上高に占める衣料品関連の売上高が70%を超えるなど主として衣料品を取り扱う店舗

住・生活関連品専門店：店舗全体の売上高に占める上記食料品・衣料品以外の取扱い品

目の売上高が70%を超えるなど主として住・生活関連品を取り扱う店舗

(注)必要台数を算出後、小数点以下がある場合には、切り上げとする。

## (2) その他の事項

- ア 駐輪場は、原則としてその必要台数を当該大規模小売店舗の敷地内に設置するよう求めるものとする。
- イ 構造は、原則として平面式とする。やむを得ずラック式とする場合は、容易に出入庫できるよう1台あたりのスペースを十分確保するよう求めるものとする。
- ウ 自転車の動線は自動車及び歩行者の動線と交錯を避け、安全に配慮するよう求めるものとする。
- エ 通行帯を設ける場合は、幅員を十分確保するよう求めるものとする。
- オ 駐輪場の出入口を明示する案内看板を見やすい場所に設置するよう求めるものとする。
- カ 横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例の取扱いに準じて、周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保に資する自転車を賃貸する事業の用に供されるシェアサイクルポートを設置する場合は、ポートの設置台数を届出台数に含めることができる。ただし、設置後の駐輪場の稼働状況を踏まえ、個人所有の自転車の駐輪場を増やすなど、駐輪需要に応じた適切な運営に努めるよう配慮を求めるものとする。

## 3 大規模小売店舗及びその施設に到達するまでの適切な手段や経路の選択について

### (1) 横浜市と民間事業者が公民連携により実施するシェアサイクル事業のサイクルポートの確保

横浜市と民間事業者が公民連携により実施するシェアサイクル事業の範囲内における当該事業のサイクルポート用地について、大規模小売店舗の敷地内での確保に協力するよう求めるものとする。

## 4 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例等の横浜市の関係条例に基づき、廃棄物の減量化及びリサイクル活動の推進を図るとともに、廃棄物等の保管・運搬・処理に関し適正な配慮を求めるものとする。また、リサイクル関連情報については住民・消費者等への提供に努めるよう配慮を求めるものとする。

(1) 廃棄物等の保管に関する事項

廃棄物等を一時的に保管する場合は、適正に保管容量を予測して保管場所を確保し、適切に管理するよう配慮を求めるものとする。

(2) 廃棄物減量化及び資源化に関する事項

店舗の運営等において、廃棄物減量化及び資源化の推進に関する具体的な配慮を求めるものとする。

ア 一般的事項に関する配慮

(ア) 横浜市の廃棄物対策に関する施策への協力

イ 地域貢献に関する配慮

(イ) 資源物の自主回収の実施（店頭への回収ボックスの設置及び消費者からの使用済み容器〔空き缶、空きびん、ペットボトル、牛乳パック、食品トレー等〕の回収、資源化）

(イ) 廃棄物減量化及びリサイクルについての情報提供の実施（取組内容の店頭掲示板等への掲示又は販売広告への掲載、店内放送による来店者への呼びかけ等の実施）

ウ 廃棄物減量化及びリサイクルに関する配慮

(ア) プラスチック対策（環境省 基本方針抜粋）

a プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計（詰め替え製品や量り売り等）

b ワンウェイプラスチックの使用の合理化（食品トレーの削減、簡易包装の実施、レジ袋の削減、マイバッグ持参運動等の実施、代替素材への転換等）

c プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等

(イ) 食品ロス削減等の対策

a 納品期限の緩和（いわゆる「3分の1ルール」の緩和）、賞味期限の年月表示化の推進等

b 外食における食品ロス対策（食べきり・小盛メニューの導入、持ち帰り等）

c フードバンク団体等への寄付

d 食品廃棄物の飼料化や堆肥化などの再利用の推進

(ウ) その他

a 廃棄物の分別排出の徹底、減量化・資源化の推進（廃棄物の発生抑制、資源物のリサイクルの徹底、再資源化事業者への委託処理）

b 減量化及び資源化の推進体制の整備（各店舗における担当者の設置、廃棄物の発生量の把握、減量化・リサイクルの目標設定、従業員の意識啓発等）

c 商品納入用の容器の減量化及び資源化（通い箱の活用等）

d 紙ごみの減量化の推進（ペーパーレス化の推進や使用量の把握等）

- e 再生素材の積極的な使用（再生紙を使用した商品の取扱いや、チラシ・ポスター等への再生紙の使用、コピー用紙等への再生紙の使用）

## 5 防災対策への協力

横浜市の防災対策推進のため、本市への大規模小売店舗の出店にあたり、「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」の締結を求めるものとする。また、上記協定に係る事項のほか、駐車場等店舗敷地の避難場所としての提供など、災害時における地域への貢献策についても具体的な配慮を求めるものとする。

## 6 街並みづくり等への配慮

当該大規模小売店舗の出店予定地、又は出店地において地域まちづくり計画が定められている区域の場合には、それらの内容に計画を整合させるほか、街づくり協議地区等横浜市のまちづくりに関する協議・指導の対象地区とされている場合についても、それらの内容が計画に十分反映されるよう配慮を求めるものとする。

また、出店予定地又は出店地が上記の区域外である場合においても、大規模小売店舗が周辺の環境に与える影響を考慮して、当該建築物等の形態、意匠、色彩等について、必要に応じて出店予定地又は出店地の周辺環境に配慮するよう求めるものとする。

（注）地域まちづくり計画とは、都市計画法に基づく横浜市都市計画マスタープランの地域別構想、同法に基づく地区計画、建築基準法に基づく建築協定、横浜市地域まちづくり推進条例に基づく地域まちづくりプラン及び地域まちづくりルール、その他地域のまちづくりの基本となる計画・方針等をいう。

### （横浜市大規模小売店舗立地法運用基準の経過措置）

大規模小売店舗立地法の規定による届出を行った大規模小売店舗のうち、平成12年6月1日の時点において都市計画決定済若しくは手続進行中の市街地再開発事業に係るもの又は建築確認が終了若しくは確認申請済のものについては、上記基準のうち1及び2の規定を適用しないものとする。

## 附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。